

木内委員提出資料

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会（意見）

全国保健師長会 木内 恵美（構成員）

1 市町村が電子的に記録する情報について

赤、青、緑の項目設定や枠組みのあり方についての検討が不十分であったと思います。

とくに「本人（保護者）が閲覧できる項目（青）」については、必ずしも本人又は保護者の認識と一致しているとは限らない項目（ex.精神発達所見、生活習慣所見、情緒行動所見）が含まれており、これは本人（家族）を支援する観点からは必要であっても、親が閲覧することにより保健サービスへのアクセスに躊躇する可能性も懸念されます。

また、市町村側の判断を伴う情報は、対象との支援関係や他の情報から総合的に導き出される情報であり、経過によって変化するものでもあるため、測定値のような客観的事実とは同様に扱えない情報ではないかと考えられます。さらに、例として健診の総合判定など、小児科医師等、専門職の判定結果であっても、判定基準は個々の医師等に委ねられる場合も多く、自治体間の比較に活用するには適さないものと考えます。

「標準的な電子的記録様式」については、入力義務化はしないというものの、国から示されることの影響力は大きく、労力をかけて健診結果などを入力したとしても、電子化した情報をうまく活用できないままの自治体も少なからず存在する現状を今一度鑑みる必要があると考えます。

2 中間まとめについて

電子化せず「現状のままアナログ的に情報連携するのが適切である項目（緑）」についても、母子保健情報の利活用という観点では重要であるため、報告書には記載していただきたい。現場では様々な情報をもとに支援の必要性を総合的に判定しており、流動的な情報、機微情報も本人の健康維持・向上に役立つ情報である旨を記載していただきたい。

3 その他

妊婦健診における標準的な電子的記録様式については、妊婦本人が自己管理すべき情報（母子健康手帳で管理）、医学的に管理する必要がある妊婦本人と医療機関が共有する情報と、自治体が保有しておくべき情報の間には利用目的にギャップがあるため、項目を絞る必要があると考えます。

【乳幼児健診及び妊婦健診における標準的な電子的記録様式について】

1 「標準的な電子的記録様式」の項目について

「最低限電子的に管理すべき情報(ミニマムデータセット)」については、委員提出意見が反映されたと考えますが、「標準的な電子的記録様式」については委員の意見が必ずしも反映されているとは言い難いと考えます。システムとして本人・保護者に提供する情報であれば、各項目の提供の妥当性を丁寧に議論し、一定程度(一例として少なくとも半数程度)の委員が必要性を認める項目が適当と判断されるべきではないでしょうか。

2 診察所見の各項目を提供することについて

特に、診察所見の各項目(身体的発育状況、精神発達、熱性けいれん…等)については、医師が健康診査の際に総合的に診察し、判断するための項目であり、母子健康手帳への記載はされていません。項目の一つ一つが保護者に十分に説明されているとは限らず、必要時の説明に留まることもあるため、仮に後から本人・保護者が入力されたデータだけを閲覧した際、認識に差異が生じる恐れがあります。一つ間違えば、保護者の行政(または診察を行った医療機関)に対する信頼を失うことにつながりかねないことが懸念されます。慎重な議論を要すると考えます。

3 まとめ

PHR(パーソナル・ヘルス・レコード)の活用を進める考えには異議はありませんが、短期間の中で速断するのではなく、一定間隔で現場の意見を把握しつつ順次検討を重ね、よりよいシステムにしていくという考え方はできないのでしょうか。